

令和3年7月15日

株式会社A. v e r
代表取締役 林 尚弘 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



規約改定の時期のお問合せ等

本協会は、令和元年9月24日付け「申入書」にて、貴社に対し、貴社が運営する学習塾である「武田塾」に係る武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書面・契約書面に記載の規約の特定商取引法に違反する条項について使用停止を求めました。

これに対し、貴社からは、令和元年10月29日付け回答書にて、本協会の申入事項につきいずれも検討する等の回答を頂き、令和3年2月16日付けで、上記申入れを踏まえた新たな武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書面・契約書面（以下「新契約書面等」といいます。）の開示を受けました。

さらに、本協会において新契約書面等記載の規約につき検討したところ、本協会からの申入れ事項についてはご対応頂けていたものの、新たに追加した条項を含め、特定商取引法第49条2項及び同条6項に違反し、同条7項により無効となる不当な条項があることが認められたため、令和3年3月18日付け「再申入書」においてそれら条項の使用停止を求め、令和3年4月23日までにご回答をお願いしました。

しかし、貴社からは同日までにご回答が頂けず、本協会から令和3年6月7日付けで進捗等をお伺いする趣旨で「お問合せ」を送付したところ、貴社より2021年7月8日付けで「『再申入書』および『お問合せ』について」（以下「貴社回答書」といいます。）を頂戴しました。

この点、貴社回答書によれば、本協会からの再申入の内容について、前向きに受け止めて頂きご検討頂いているようではありますが、①規約の改定（及び最終的な新契約書面の使用）がいつなされるのか、との点が明らかではないことに加え、②「最終的に適する新契約書面等を以て、全加盟店に使用させ、現行の版のものの使用を停止させる」とあることからすると、最終的な新契約書面を使用開始するまでの間は、本協会が令和元年9月24日付け「申入書」で指摘した特定商取引法に反する違法な書面の使用を継続する旨を表明されておられるものと思料されます（過渡期の違法状態を最小限にするために、令和3年2月16日付けで開示された新たな武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書

面・契約書面に則って、本協会の指摘を受けて貴社が違法状態を解消したと評価できる規約部分だけでも先行して使用するなどの配慮も示されておりません。）。

しかし、本協会としては、規約の改定がなされるまでの間、違法な契約書面が利用され続けることについては一切許容できません。

つきましては、規約の改定及びこれに伴う新契約書面の使用（以下「規約の改定等」といいます。）がいつになるか、ということについて、令和3年7月末日までにご回答頂くと共に、貴社でご検討いただいた規約の改定案をお示し頂きますようお願いいたします。

なお、上記期限までに貴社からご回答が頂けない場合、又は、上記期限内にご回答を頂いた場合にも規約の改定等が遅延し、遅くとも令和3年8月末日までに違法状態が解消されないとのことであれば、本協会は違法な規約の差し止めのための訴訟も辞さない所存ですので予めご承知おき下さい（なお、上記8月末日は、本協会がお示しした違法状態の解消期限となります。同期限の間際になってご連絡を頂いたり、又は、令和3年2月16日付けで新契約書面等を開示いただいたときのように、本協会の検討期間を著しく短期間とした上で本協会が改定案を了承したものとみなす等のご対応はくれぐれもご遠慮ください。）。

尚、本お問合せ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、本協会において公表することがあることを念のために申し添えます。

（本件連絡先）

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543／FAX:03-5614-0743